



2016年8月4日

各 位

会 社 名 株式会社 旅籠屋
代表者名 代表取締役社長 甲斐 真
(コード番号・ 4807)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役 小島 裕生
電 話 03-3847-8858

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、2016年9月16日（金）開催予定の当社第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、創業から4年余りの1999年11月にグリーンシート銘柄として指定を受け、9,900万円の公募増資を行いました。当時は経営資源や信用が決定的に不足しており、これを機にようやく事業の継続と拡大を果たすことが可能になりました。少なくとも当社にとってグリーンシートはベンチャー企業の資金調達手段として唯一無二の貴重な制度であり、その存続と発展を強く願ってまいりましたが、誠に残念ながらグリーンシート銘柄制度は2018年3月をもって廃止されることとなりました。

そこで、TOKYO PRO Marketを含む取引所への上場やプライベートカンパニーに戻ることを総合的に検討してまいりましたが、前者については上場維持費が過大であることと独自の経営が困難になる可能性があること、後者についてはこれまで当社を支援いただいた株主の皆様への株式売買が困難になることなどから、「株主コミュニティ」の組成をグリーンシート銘柄としての取消し後のあり方として志向するに至りました。なお、株主コミュニティの運営証券会社となるみらい証券株式会社による審査はすでに完了し、8月10日には同社との間で「株主コミュニティ運營業務受託契約書」を締結、9月23日頃には株主コミュニティを組成する予定にしております。株主の皆様には株主コミュニティにご参加いただくことによって、証券会社を通じて当社の株式の売買が可能となります。詳細につきましては、あらためてご案内させていただきます。

こうした方針の決定にともない、当社株式のグリーンシート銘柄としての取扱証券会社である日本クラウド証券株式会社より日本証券業協会に対し、2016年8月5日付でグリーンシート指定取消届書が提出される予定であります。これにより、指定取消後はグリーンシート銘柄としての取引に必要とされていた株券の発行が不要となることに加え、今後の当社株式の安全かつ迅速・円滑な取引を実現し、また、株券の紛失や盗難の防止を図るとともに、機動的な資本政策を実施するなどの目的から、2016年9月21日を効力発生日として、株券を発行する旨の定款の規定を削除するとともに関連する規定の一部変更を実施するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお変更部分は下線で示しております。

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u> <u>第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)

<p>(株主名簿管理人) 第7条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第8条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第9条～第37条 (条文省略)</p> <p>(情報開示) 第38条 <u>当社は、日本証券業協会が定める店頭取扱有価証券・グリーンシート銘柄(エマージング区分)として要求される会社内容説明書その他の開示すべき書類を同協会が定める提出期限までに作成する。</u></p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第6条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第7条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第8条～第36条 (条数繰り上げ)</p> <p>(削除)</p> <p>附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から本条までは、平成29年9月22日をもってこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

グリーンシート銘柄指定取消の届出日	2016年8月5日 (金曜日)
「株主コミュニティ運営業務受託契約書」締結予定日	2016年8月10日 (水曜日)
定款の一部変更に関する官報への公告掲載予定日	2016年9月5日 (月曜日)
グリーンシート銘柄指定取消予定日	2016年9月6日 (火曜日)
定時株主総会および株主コミュニティ説明会開催予定日	2016年9月16日 (金曜日)
定款の一部変更の効力発生予定日	2016年9月21日 (水曜日)
株主コミュニティ組成予定日	2016年9月23日 (金曜日)

以上